

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

栃木県(以下「甲」という。)及び公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部(以下「乙」という。)は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次の事項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、栃木県及び近都県等において災害が発生した場合において、甲が被災者に対し、民間賃貸住宅を借上げて応急的な住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)として、提供するとともに、民間賃貸住宅の情報提供を行うため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第2条 乙は、甲から要請を受けた場合、速やかに次の事項について協力するものとする。

- (1) 応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供
- (2) (1) 以外の住宅支援のための、民間賃貸住宅の情報提供

(緊急時の扱い)

第3条 乙は、前条の規定による協力要請を受ける前であっても、災害規模その他の事情に照らし緊急を要すると認められる場合には、甲と市町の長が別途協議して定めることにより、市町の長から同条第2号の事項について協力の要請を受けることができる。この場合において、乙は速やかにその旨を甲に通知するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供に関する下記の事務を行う。

	①応急借上げ住宅の提供	②民間賃貸住宅の情報提供
甲の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間賃貸住宅の募集に関する事</li><li>・住宅の借上げに関する事</li><li>・入居許可及び退去に関する事</li><li>・賃料等の支払いに関する事</li><li>・関係者との調整に関する事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間賃貸住宅の情報提供に関する事</li></ul>

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第2条に基づき甲に協力するため、下記の事務を行う。

	①応急借上げ住宅の提供	②民間賃貸住宅の情報提供
乙の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・制度の事前周知</li><li>・民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事</li><li>・提供可能物件リスト作成に関する事</li><li>・提供可能物件の情報提供に関する事</li><li>・関係者との調整に関する事</li><li>・甲から委託を受けた業務に関する事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・制度の事前周知</li><li>・民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する提供依頼及び意向確認に関する事</li><li>・提供可能物件リスト作成に関する事</li><li>・提供可能物件の情報提供に関する事</li><li>・関係者との調整に関する事</li><li>・市町別の担当者(業者)の名簿作成に関する事</li></ul>

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上別途定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は平成28年9月6日から適用することとし、平成20年10月27日付けで締結した、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県  
知事

福田 富一 

乙 栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル7階

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部  
本部長

稲川 知夫 